

「ポストこしひかり品種現地実証栽培始まる」

ポストこしひかり品種は平成30年の登録をめざし、県農業試験場で平成23年から育成されているものです。当初20万種類の苗からスタートし、昨年度10種まで絞り込まれました。

本年度からその10種を県内5か所で現地実証栽培を行っており、福井市では寺前町の安賀靖司さんの田んぼで5月15日に田植えが行われました。

農林総合事務所も今後各種調査を行い、農業試験場とともに新たな水稻品種の誕生に係わっていきたいと思っています。

(担当：田野井)



集落営農組織等で水田園芸を始めよう！

経営に園芸を取り入れる集落営農組織等が増加しています。平成26年度は福井管内で新しく7経営体が取り組んでいます。個人で園芸経営に取り組むことも可能です。

(担当：田中秀)

【園芸導入の効果】

- 品目の組み合わせにより通年の所得確保が可能
- 多様な収入源が確保され、単一経営の弱さをカバー
- 労働力を有効に活用（特に農業生産法人）
- 育苗ハウス等、既存施設、機械の有効活用
- 加工品など新たな商品開発へ発展

○県重点推進品目の場合

県全域で重点的に推進する品目について、作付拡大を支援
[ネギ、キャベツ、ブロッコリー、ニンジン、ブドウ、イチジク]

継続面積	過去2年間の作付面積のうち大きい面積と、H27の作付面積のどちらか小さい面積
[48,000円]	安定生産支援 48,000円/10a
作付面積	

拡大面積	作付面積-継続面積
ネギ大規模生産拡大支援（30a以上拡大）	50,000円/10a [148,000円] [98,000円]
生産拡大支援	98,000円/10a

編集後記

…ひたすら暑いですね。でも、表紙でご紹介しているとおり、稻刈り後の田起こしは地温の高い9月中が効果的です。詳しくは表紙をご覧ください。収穫したら一段落したいところですがそうもいかないようです。外での作業の際は帽子や水分補給を忘れずにお願いします。

発行：
 福井県 福井農林総合事務所
〒910-8555 福井市松本3丁目16-10(福井合同庁舎内)
TEL 企画振興室(直通) 0776-21-8201
農業経営支援部(直通) 0776-21-8207
林業部(直通) 0776-21-8213
農村整備部(直通) 0776-21-8216
E-Mail:fuku-noso@pref.fukui.lg.jp



福井農林総合事務所だより

稻刈りが終わったらすぐに秋の田起こしを！

今年は、田植え後、稻の生育が悪く葉が黄色く枯れたような圃場を多く見かけました。

これは田植え後の高温で、土の中の未分解の昨年の稻わらが急速に分解し、根を傷めるガスが出たり、稻わらを分解する微生物に肥料を奪われたりして、生育が悪くなつたためです。

秋に田起こしをしても、気温が低くなつてからの遅い時期では、せっかくすき込んだ稻わらは土の中で十分に分解されず、春まで未分解のままになります。



そこで、田起こしは収穫後の地温の高い9月中が効果的です。稻刈りが終わったらすぐに田起こしをしてください。

また、作土が浅いと根の量が少なくなるとともに旱ばつにも弱くなるので、起こすときは作土深15cm（耕うんした土壤表面からは23～25cm位）を目標に、年々少しづつ深耕してください。

さらに、福井県の土壤中のけい酸含量は少ないので、けい酸分の補給が必要です。けい酸はガラスの主成分で、稻の茎葉の中には10%も含まれています。このため、稻の中のけい酸含量が少ないと、茎葉が柔らかくなり倒伏しやすくなったりいち病にかかりやすくなったりします。また、もみ殻の中にはけい酸が約20%も含まれていますが、稻刈り時に圃場外に持ち出されてしまうので、その分けい酸の補給が必要です。そこで田起こしをするときは、併せてけい酸を含む土づくり資材を施用してください。

県では引き続きコシヒカリの格付けが「特A」となるよう、「秋の田起こし」を推進していきます。

(担当：牧田)

農薬の適性使用について

農薬は「農薬取締法」という法律に基づいて使用しなければいけません。農薬取締法では、農産物に基準値を超えた農薬が残留しないように、右記のことが義務付けられています。

農薬の袋やボトルに記載されているラベルをよく確認し、使用しましょう！また、使用後は、記録を残しましょう。

(担当：菅江)

- 使用する農薬に適用がない作物へは使用しない。
- 定められた使用量や濃度を超えて使用しない。
- 定められた使用時期を守る。
- 定められた総使用回数以内で使用する。



●ラベルに記載のない作物へは、使用することができません!!

●ラベルをよく確認し、作物ごとに記載のとおりの濃度で使用しましょう!!

「農薬は正しく使い、正しく記録しましょう！！」

多面的機能支払制度の法制化と制度改正の内容について

平成19年度より「農地・水・環境保全向上対策」が始まり、平成26年度からは「多面的機能支払制度」として制度が再編され、平成27年度からは多面的機能支払制度が法律に基づく制度となりました。

法律名

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

これに伴い、平成27年度から多面的機能支払制度は、法律に基づく安定的な制度として実施されることになりました。また、法制化に伴い制度改正がありましたので以下のとおり紹介します。

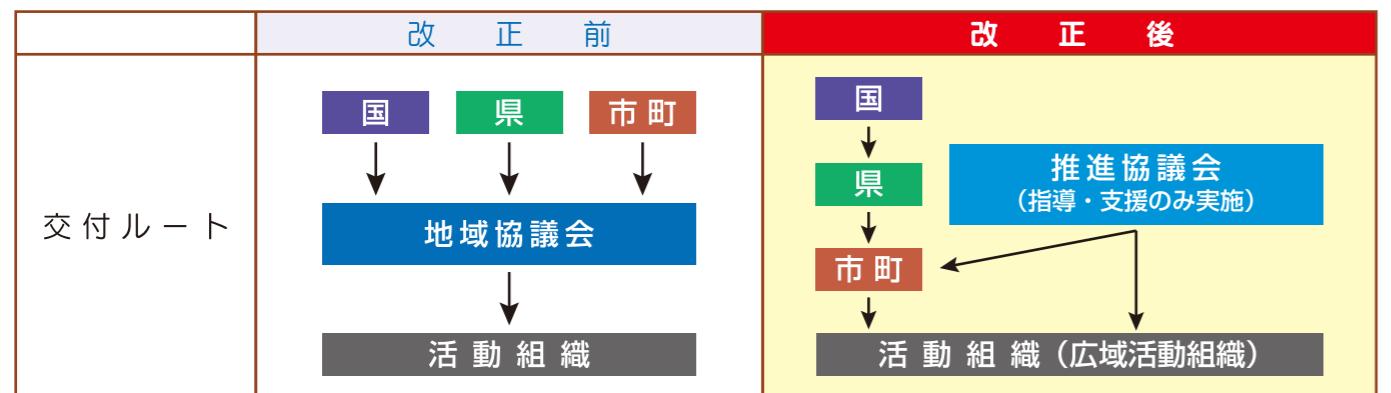
制度

多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払と併せて計画を策定できるようになりました。

	改 正 前	改 正 後
計画制度	活動組織と市町が協定を締結	活動組織の計画を市町が認定 (活動組織が事業計画を作成し、市町へ認定申請)
事業実施主体	地域協議会	各活動組織

交付ルート

これまで3施策でそれぞれ異なっていた交付ルートが統一されました。



推進協議会の創設

「福井県多面的機能発揮推進協議会」

《総会》〔会員〕計26名

県：農村振興課長、出先事務所部長（6名）、市：関係部長等（9名）
町：関係課長（8名）、県土連専務理事、県JA中央会参事

組織体制

《会長・副会長》

会長：農村振興課長
副会長：福井市農林水産部長、
県土連専務理事

《監事》

敦賀市産業経済部長
県JA中央会参事

《事務局》

福井県土地改良事業団体
联合会
(県出先事務所にて)
推進協議会を設置

《地域支部（6）》

福井、坂井、奥越、丹南、若狭、
二州地域支部
(地域支部長) 県出先事務所
担当課長

推進協議会では、活動組織の取組に指導・支援を行っていますので、
詳しくは以下までお問い合わせください。

福井地域支部 推進協議会 **0776-21-8216**
(福井農林総合事務所農村整備部内)

山林保全(山地災害および山林買収) 監視モニター研修会を開催しました!!

平成27年6月16日(火)19:00~



美山町森林組合2F会議室にて各地域に設置しているモニターの皆様を対象に「山林保全(山地災害および山林買収)監視モニター研修会」を開催しました。当研修は、山地災害の未然防止・軽減を図ることを目的に、モニターの皆様の山地災害に関する知識を深め、防災意識を高めるために毎年開催しています。



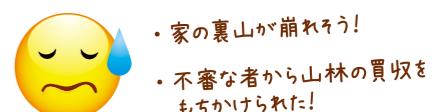
今回は美山地区17名のみなさんに参加して頂きました。

★ 山林保全監視モニターとは？

森林および山間農耕地に起因する災害を未然に防止するため、山地災害に結びつく恐れのある情報等を収集し、住民の皆様に対する防災意識を高めるための役割を担う方です。

★ どんなことをするの(業務内容)？

- ① 山地災害などに関する情報の提供
- ② 山林買収に関する情報の提供
- ③ 山林や水源の保全に関する意識の啓発に努めていただきます。



山地災害を発見した場合の連絡先

■ 福井市	農林水産部林業水産課	☎ 0776-20-5430
■ 永平寺町	農林水産課	☎ 0776-61-3947
■ 県	福井農林総合事務所 林業部事業課	☎ 0776-21-8214

ギンナン生産 河合康二さん 特用林産功労者賞を受賞しました!!

ギンナン生産者である永平寺町の河合康二さんが、永年ギンナンの生産において優れた功績を評価され特用林産功労賞を受賞しました。

6月18日に福井農林総合事務所において、為沢所長から河合さんに賞状授与されました。

河合さんは、自家山林14haで2,500本ものイチョウを植栽し、林内路網を整備した効率的な栽培に取組んでいます。また、農林水産物の研修講師を務め、ギンナン栽培の技術向上と新規就労者の育成にも努めています。

